

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【公開番号】特開2019-195491(P2019-195491A)

【公開日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2018-91310(P2018-91310)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

第1面と第2面に配線パターンが形成された基板を備え、

前記基板は、基板ケースに収納された状態で前記遊技機に取り付けられ、

前記基板の前記第1面には前記基板外部からの配線を取り付けるためのコネクタが実装され、

前記コネクタの端子は前記第2面に形成された配線パターンと接続され、

前記基板には、第1電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、記憶手段を有するマイクロコンピュータと、第2電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、出力部品に信号出力する出力回路と、が実装され、

前記マイクロコンピュータは第1グランドに接続され、前記出力回路は前記第1グランドと絶縁部によって隔てられた第2グランドに接続され、

前記マイクロコンピュータは、特定電源により前記記憶手段の記憶内容を保持可能であり、

前記特定電源を前記マイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、前記第2グランドが形成される第2グランド領域に接することなく、前記第1グランドが形成される第1グランド領域のみに接する領域に形成されている、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

手段1の遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

第1面(実装面)と第2面(ハンダ面)に配線パターンが形成された基板(遊技制御基板)を備え、

前記基板(遊技制御基板)は、基板ケースに収納された状態で前記遊技機に取り付けられ、

前記基板（遊技制御基板）の前記第1面（実装面）には前記基板外部からの配線を取り付けるためのコネクタ（コネクタCN1～CN7）が実装され、

前記コネクタ（コネクタCN1～CN7）の端子は前記第2面（ハンダ面）に形成された配線パターンと接続され、

前記基板には、第1電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、記憶手段を有するマイクロコンピュータと、第2電圧の信号を伝達する配線パターンが接続され、出力部品に信号出力する出力回路と、が実装され、

前記マイクロコンピュータは第1グランドに接続され、前記出力回路は前記第1グランドと絶縁部によって隔てられた第2グランドに接続され、

前記マイクロコンピュータは、特定電源により前記記憶手段の記憶内容を保持可能であり、

前記特定電源を前記マイクロコンピュータへ供給する配線パターンは、前記第2グランドが形成される第2グランド領域に接することなく、前記第1グランドが形成される第1グランド領域のみに接する領域に形成されている、

ことを特徴としている。

この特徴によれば、コネクタの端子がコネクタが実装された第1面ではなく、反対側の第2面に形成された配線パターンと接続されるので、基板ケースよりコネクタが露呈する部分の周囲からコネクタの端子に接続される配線パターンを短絡させたり断線されたりする不正行為を防止することができる。